

# 昭和町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 18,515	千円 7,192,545	千円 305,031	千円 813,098	% 11.3	% 11.19

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	平成22年度 の一人当たり 人件費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 88	千円 320,244	千円 78,165	千円 120,343	千円 518,752	千円 5,894	千円 5,751

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) 特記事項

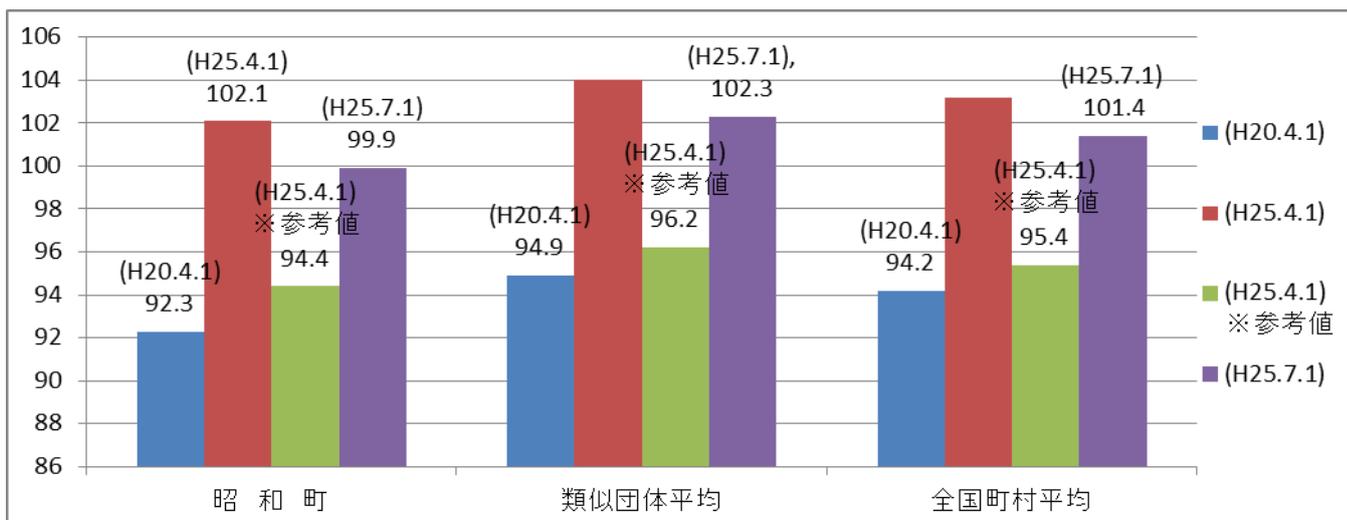
#### (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施済み	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 昭和町一般職における給与特例措置により、職員は給料月額の一律2.2%を減額した。(特別職8%、議員3%) H25.4.1 ラスパイレス指数 102.1 参考値 94.4 H25.7.1 ラスパイレス指数 99.9	
(手当) 減額なし	

#### (その他)

なし

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

#### (5) 給与改定の状況

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
昭和町	42.3歳	316,000円	370,500円	357,200円
山梨県	43.2歳	339,136円	417,943円	376,656円
国	43.1歳	307,220 (332,446)円	—	376,257 (405,463)円
類似団体	42.5歳	316,601円	361,874円	342,511円

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
昭和町	52.1歳	243,300円	259,700円	255,500円
山梨県	49.8歳	345,623円	—	371,367円
国	49.9歳	272,119円	—	309,534円
類似団体	48.8歳	288,301円	310,962円	299,756円

③看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
昭和町	36.8 歳	274,400円	332,275円	294,100円
山梨県	42.6 歳	353,201円	408,438円	371,131円
国	46.0 歳	298,203 (313,617) 円	—	327,740 (344,120) 円
類似団体	42.2 歳	305,194円	345,635円	316,742円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 24 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		昭和町	山 梨 県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200( )円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100( )円
技能労務職	高校卒	137,200円	146,700円	—
	中学卒	121,600円	129,200円	—
看護・保健職	大学卒	188,900円	206,900円	—
	高校卒	— 円	—	—

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

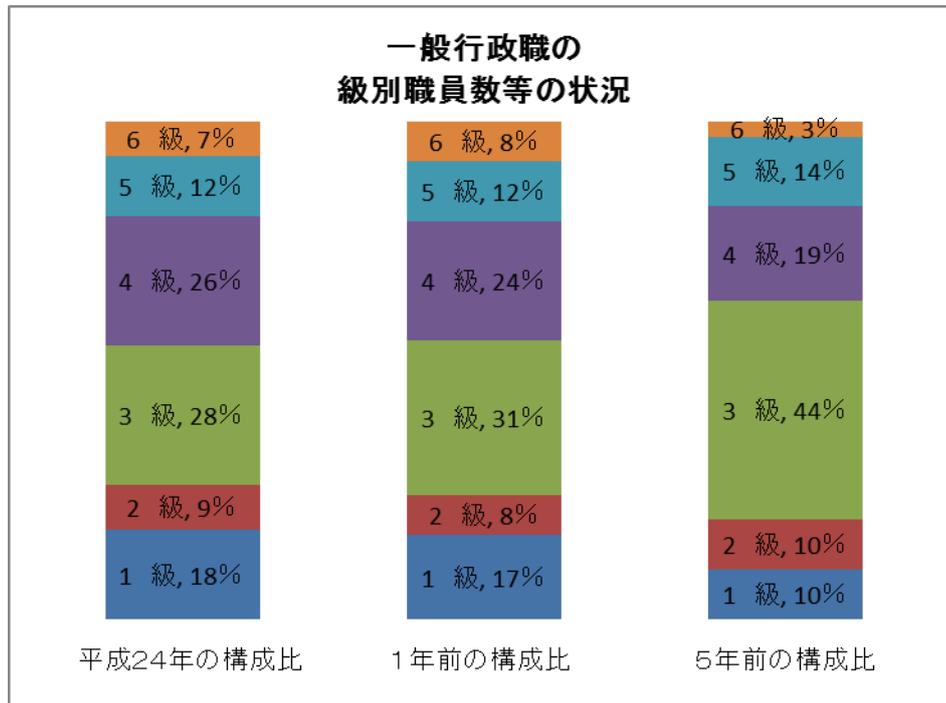
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	238,600 円	325,800 円	366,900 円	390,800 円
	高校卒	円	302,500 円	325,800 円	362,100 円
技能労務職	大学卒				
	高校卒		247,200 円		
看護・保健職	大学卒	260,600 円		348,300 円	368,500 円
	高校卒				

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	14人	17%	135,600円	243,700円
2級	主任	7人	11%	185,800円	309,200円
3級	主査・副主査	22人	26%	222,900円	356,400円
4級	副主幹	22人	26%	261,900円	390,100円
5級	主幹・課長	10人	12%	289,200円	402,500円
6級	課長・参事課長	7人	8%	402,500円	424,600円

- (注) 1 昭和町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



##### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価結果を昇給、昇格に反映している。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

昭和町	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,495千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

現在、勤務実績へ反映させるため人事評価に取り組んでいる。

### (2) 退職手当（25年4月1日現在）

昭和町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	28.7875月分	勤続20年	23.5月分	28.7875月分
勤続25年	33.5月分	38.955月分	勤続25年	33.5月分	38.955月分
勤続35年	47.5月分	55.86月分	勤続35年	47.5月分	55.86月分
最高限度額	59.28月分	56.86月分	最高限度額	59.28月分	56.86月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額					
自己都合		6,746千円			
勸奨・定年		21,928千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			17,024千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			193,000円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
昭和町	5%	100人	0%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	15,935 千円
職員一人当たり平均支給年額 （24年度決算）	181 千円
支給実績（23年度決算）	14,761 千円
職員一人当たり平均支給年額 （23年度決算）	146 千円

(6) その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （24年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （24年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円 子6,500円等	同		10,046千円	271,513円
住居手当	自居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える職員を対象	同		3,933千円	302,538円
通勤手当	片道2km以上を超えた場合、月額2,000円～距離に応じて	同		2,348千円	63,459円
管理職手当		同		10,230千円	639,375円
宿日直手当		同		4,246千円	94,355円

**6 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）**

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	740,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 798,000円 / 319,000円
	副市町村長	590,000 円	
報酬	議長	280,000 円	340,000 円 / 230,000円
	副議長	214,000 円	280,000円 / 180,000円
	議員	189,000 円	258,000 円 / 157,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長 収入役	(24年度支給割合) 3.95月分	
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 3.10月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長 収入役	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額 × 42 / 100 × 在職月数	
	備考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

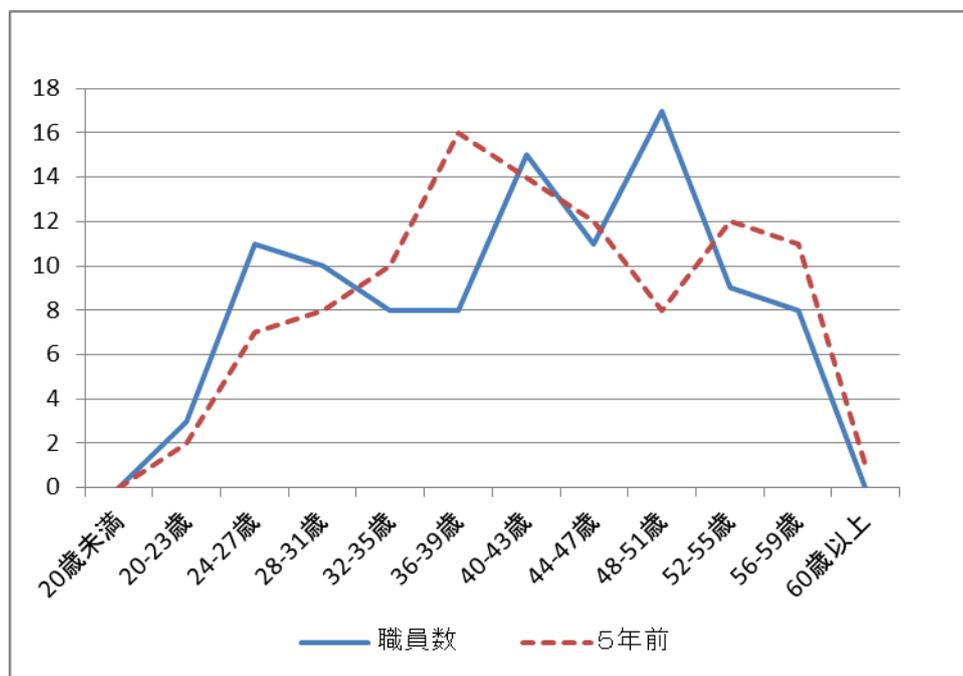
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	退 職 者 の 不 補 充
		総 務	21	20	△ 1	
		税 務	9	9	0	
		民 生	12	12	0	
		衛 生	11	11	0	
	産 業	19	19	0		
		計	74	73	△ 1	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 39.42人 似団体の人口1万人当たりの職員数 68.91 人)
		教 育 部 門	15	15	0	
		消 防 部 門				
		小 計	89	88	1	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 47.52人 ( 類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 88.61 人 )
公 営 会 企 計 業 部 等 門	下 水 道 そ の 他		5	5	0	
			8	8	0	
		小 計	13	13	0	
合 計			102	101	△ 1	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 54.55人
			[ 106 ]	[ 106 ]	[ ]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 0	人 3	人 11	人 10	人 8	人 8	人 15	人 11	人 17	人 9	人 9	人 0	人 101

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	73	75	74	75	74	73	増減無し
教育	15	14	12	13	15	15	増減無し
消防							増減無し
普通会計計	88	89	86	88	89	88	増減無し
公営企業等会計計	13	12	13	13	13	13	増減無し
総合計	101	101	99	101	102	101	増減無し

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。